

議案第45号

つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例


つくばみらい市運動公園等条例（平成18年つくばみらい市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表5 附属設備の表中つくばみらい市城山運動公園の表を削り、同表備考中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

城山運動公園野球場において、近年ナイター設備の利用者が少なく照明設備の維持管理には多額の費用が見込まれるためナイター設備の利用を廃止すること及び部活動の地域移行への対応として、施設利用に関し保護者等の同伴を不要とする弾力的な運用を図ることに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市運動公園等条例(平成18年つくばみらい市条例第122号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第11条関係)			別表(第11条関係)		
1 つくばみらい市総合運動公園			1 つくばみらい市総合運動公園		
体育施設名	区分	基本使用料	体育施設名	区分	基本使用料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 つくばみらい市古川テニスコート			2 つくばみらい市古川テニスコート		
体育施設名	区分	基本使用料	体育施設名	区分	基本使用料

(略) (略) (略)

3 つくばみらい市城山運動公園

体育施設名	区分	基本使用料
(略)	(略)	(略)

4 つくばみらい市谷和原武道館

体育施設名	区分	基本使用料
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

5 附属設備

つくばみらい市総合運動公園

体育施設名	区分		基本使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)

(削る)

(略) (略) (略)

3 つくばみらい市城山運動公園

体育施設名	区分	基本使用料
(略)	(略)	(略)

4 つくばみらい市谷和原武道館

体育施設名	区分	基本使用料
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

5 附属設備

つくばみらい市総合運動公園

体育施設名	区分		基本使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)

つくばみらい市城山運動公園

体育施設名	区分	基本使用料
-------	----	-------

<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4 熱中症対策等のため、教育委員会が必要と認めた場合は、空調設備の使用を許可条件に付するものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1086 175 1288 271">野球場</td> <td data-bbox="1288 175 1601 271">1時間当たり</td> <td data-bbox="1601 175 1724 271">照明設備</td> <td data-bbox="1724 175 1980 271">2,750円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>中学生以下の者が施設を利用するときは、保護者又はこれに準ずる者の同伴を必要とする。</u></p> <p>5 熱中症対策等のため、教育委員会が必要と認めた場合は、空調設備の使用を許可条件に付するものとする。</p>	野球場	1時間当たり	照明設備	2,750円
野球場	1時間当たり	照明設備	2,750円		